

会 議 録

会 議 名 平成 26 年度第 3 回北杜市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成 27 年 2 月 12 日（木） 午前 10 時～
開催場所 北杜市役所 西会議室
出席者 委員 17 名、事務局 6 名、計 23 名
出席委員 福田国夫、藤原良一、小林富士雄、高橋勝彦、浅川京子、名取精子、溝口透、堀内敏光、上原美奈子、深澤久美子、赤岡直樹、浅川隆、清水康男、谷戸嘉一、由井秀樹、山口博、小川昭二
欠席委員 進藤幸夫、三井梓、浅川健一、進藤俊幸、中嶋克仁、阿久津仁、中田満、藤澤政之、奈良田伸司
事務局 平井市民部長、谷戸市民課長、市民課国保年金担当 進藤、渡辺、小林健康増進課保健指導担当 廣瀬保健師

議 題

- 1) 北杜市国民健康保険の状況について
- 2) 平成 26 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 3) 平成 27 年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について
- 4) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 0 名

審議内容

1. 開会のことば

（事務局）

本日は、何かとお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から平成 26 年度第 3 回国民健康保険運営協議会を開催いたします。よろしく願いいたします。

2. 委嘱状交付

（事務局）

はじめに、昨年 11 月 30 日の任期満了に伴い、12 月より新たな委員 26 名の皆様が選任されました。今回が初めての協議会になりますので、ここで委嘱状の交付を行います。

市長が皆様の席を順次回り委嘱状をお渡ししますので、自席でご起立いただきお受け取りください。

〔市長から委嘱状交付〕

3. 市長あいさつ

(市長)

本日はご多用の中、国保運営協議会にご出席いただきありがとうございます。皆様方には、日ごろより市の行政運営、また国民健康保険の円滑な運営に深いご理解とご協力、ご尽力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

ただ今、委員の皆様にご委嘱状を交付させていただきました。委員の皆様には、2年間の任期となりますが、国民健康保険の円滑な運営が図られますようご尽力をいただきたくお願い申し上げます。

さて、北杜市の国民健康保険ですが、被保険者数は12月末現在で1万6,567人となっており、全人口の約34.1%が加入しております。その中でも65歳以上の前期高齢者は全体の約40パーセントを占めており、医療機関にかかる機会の増える年代の方が多く加入していることとなります。すなわち医療費についても年々増大している現状にあり、今後もさらに増大するものと推測されるところであります。

本日の会議では、平成26年度の予算執行状況についてご報告させていただきます。今年度におきましては昨年度と比べて医療給付費が2億円以上と大幅に伸びておりますが、本市では平成23年度に国保税率の引き上げをさせていただいており、基金も3億6千万円ほど積み立てておりますので、当面の財政運営に支障はありません。健全運営がなされておりますこと、重ねてありがたく思っております。

また、本日は平成27年度の予算案についてもご説明させていただきます。来年度は制度改正の影響で予算規模が8億円以上増加し、71億3千万円余りに膨らみました。具体的には後ほど担当者が説明いたしますが、市町村ごとの医療費の変動による財政への影響を緩和するための制度である『保険財政共同安定化事業』の拠出対象金額が、レセプト1件30万円～80万円だったものが1円～80万円に拡大されたことによるものであります。(※レセプトは医療機関ごとに毎月発行されるものです。)

しかし、平成27年度当初予算案においても、国保税率の引き上げを行わないことを前提とした当初予算の編成を行っており、引き続き健全運営の維持に努めているところであります。

市民が安心して生活できる環境として、医療保険の安定的な給付は、大変に重要でありますので、委員の皆様におかれましては、国保事業の適正な運営のため、本日の会議におきましても積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

4. 自己紹介

(事務局)

ここで自己紹介をお願いいたします。前の任期から引き続きお願いしている委員さんも大勢いらっしゃいますが、改めて自己紹介をお願いしたいと思います。それでは福田委員さんから順にお願いします。

[各委員自己紹介]

[事務局自己紹介]

なお、本日都合により欠席されている委員を紹介します。

〔欠席委員紹介〕

5. 会長、職務代理者の選出

(事務局)

ここで、本協議会の会長、職務代理者の選出を行うわけですが、その前に協議会の設置基準等についてお手元にございます法令、条例の抜粋で簡単に説明させていただきます。

国保運営協議会は国民健康保険法第 11 条で設置が義務付けられており、施行令の第 3 条で被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員各同数を持って組織することになっております。また、施行令の附則第 1 条の 2、協議会を組織する委員の特例において被用者保険等保険者を代表する委員を加えることが出来ることになっております。

委員の定数は、国民健康保険条例の第 2 条で 26 名と定めております。

なお、施行令の第 4 条で委員の任期は 2 年とするとされています。

また、施行令の第 5 条で協議会に会長 1 人をおき、公益を代表する委員のうちから全委員が選挙することとなっております。また、会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行することとなっております。以上が協議会の設置基準になります。

それでは、ここで会長、職務代理者の選出をお願いしたいと思いますが、公益を代表する委員さんの中で協議していただき、そのうえで本日出席していただいている委員さんの承認をいただくという方法で選出したいと思いますがよろしいでしょうか。(委員から「異議なし」の発言あり)

時間の関係がありますので、本日は会議が始まる前に公益を代表する委員さんに協議をしていただいております。その結果につきまして、代表して前会長の赤岡委員さんから報告をお願いします。

(委員)

先ほど、公益を代表する委員の中で、今後の運営の方法や年齢的なことも踏まえて話し合いを行いまして、前回まで職務代理者をしていただいております深澤久美子委員さんを会長に、浅川隆委員さんを職務代理者に選出いたしました。ぜひご承認いただきたいと思っております。

(事務局)

それでは、委員の皆様にご承認をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔委員より「異議なし」の発言あり〕

ありがとうございます。それでは、会長を深澤委員さんに、職務代理者を浅川委員さんをお願いしたいと思います。

6. 会長、職務代理者のあいさつ

それでは会長、職務代理者からごあいさつをお願いします。

(会長)

ただいま会長という大役を仰せつかりました深澤です。なにぶん力不足でとても不安な

のですが、皆様のご協力のもと職務を全うしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(職務代理者)

浅川隆と申します。この会の職務代理という名誉ある職をお受けするわけですが、なにぶん初めてのことで、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、早速議事に入りたいと思います。

協議会規則第 3 条により会長が議長となる旨規定されておりますので、会長は議長席の方へお移りください。

市長におかれましてはここで退席させていただきます。

《市長退席》

なお、本日の出席委員は 17 名でございます。協議会規則第 5 条に規定する定足数に達しておりますので、本日の会議が成立することを報告いたします。

それでは議長よろしくお願いいたします。

7. 議事

(議長)

それでは議長を務めさせていただきます。次第によりまして議事を進めて参りますので、ご協力お願いします。まず、会議録署名委員を指名します。1 番福田国夫委員、2 番藤原良一委員、3 番小林富士雄委員、以上 3 名を会議録署名委員として指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議事の 1 番、北杜市国民健康保険の状況について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

本日は、新しい委員さんになって初めての協議会になりますので、最初に北杜市国民健康保険の現在の状況について説明させていただきたいと思います。資料は 1～8 ページになります。平成 26 年度はまだ終了していませんので、平成 25 年度までのデータをご用意させていただいております。

まず、1 ページをお願いします。上のグラフは被保険者数、つまり国保加入者数の 10 年間の推移になります。一般分と退職分を合わせた全体で、概ね 1 万 7 千人程度となっておりますが、人口の減少傾向に伴い国保の加入者数も少しずつ減ってきております。ピーク時の平成 18 年度に 1 万 7,327 人だったものが、直近の平成 25 年度では 1 万 6,891 人と若干減少しております。一般と退職とありますが、一般は通常の国保被保険者でありまして、退職分とは会社などを退職し年金を受けられる資格を持った 65 歳未満の国保加入者とその被扶養者のことになります。簡単に言うと、65 歳未満の元サラリーマンとその家族が該当になりますが、一般の被保険者とは区分しておりまして、この方々の部分につきましては社会保険から交付金などの形で支援を受けています。

次に、1 ページの下のグラフですが、医療費の推移になります。国保はかかった医療

費のうち、1割～3割の患者さんの自己負担分を除いた部分を国保連合会を通じて医療機関等に支払うわけですが、ここにお示ししている医療費は総医療費、つまり10割分の医療費の推移になります。市長があいさつの中で触れていましたが、全国的な傾向と同様、北杜市国保の医療費も年々増加しておりまして、平成25年度は47億4百万円と、10年前の平成16年度と比べて11億円以上増加しております。平均すると毎年1億円以上増え続けているということになります。

2ページをお願いします。上のグラフは被保険者1人あたりの医療費の推移になります。総医療費と同じように、1人あたりの医療費も年々増加しておりまして、平成25年度では全体で27万8,506円となっております。平成16年度が21万6,103円でしたので、かなり増加していることが分かるかと思えます。3ページをご覧いただきたいのですが、県内27市町村の1人あたり医療費を表にまとめております。年々増加している医療費ではありますが、県内で比較しますと、太線で囲った所が北杜市になりますが、21番目、下から数えて7番目と低くなっております。平均が30万9,004円ですので、1人あたり3万円以上は安く抑えられている状況です。

2ページの下側のグラフは国民健康保険税の収納率の推移になります。現年分というのはその年の分の保険税で、過年分は前年度以前の滞納分の保険税になりますが、いずれの収納率も年々上昇しておりまして、平成25年度では現年分が94.11%、過年分が28.18%となっております。収納専門課の設置や、滞納者の保険証の有効期間を短くするなどの様々な対策が効果を上げています。5ページをお願いします。県内27市町村の収納率の状況をまとめた表になります。平成25年度の現年課税分のデータになりますが、北杜市は高い方から10番目になります。一般的に小さな自治体ほど収納率は高くなる傾向にありますが、北杜市は平均を3ポイント以上上回っています。13市の中では甲州市に次いで2番目に高くなっています。

戻って4ページをご覧ください。平成25年度の保険税の調定額、つまり課税した額になります。被保険者1人あたり9万904円、1世帯あたり15万8,654円となります。いずれも平均を下回っており、1人あたりでは安い方から6番目になります。

6ページは財政調整基金の保有状況、つまり、予備財源としての積立金の残高についてです。北杜市の保有額は3億6,493万973円と県内では3番目に多く、被保険者一人当たりでは21,985円、県内9番目です。

7ページは特定健診、いわゆるメタボ健診の受診率になります。平成20年度から始まった特定健診は第1期の計画期間5年間を終了し、現在2期目に入っております。平成25年度は47.7%で、県内13市の中では3番目、市町村全体では10番目の成績となっております。残念ながら数字が少しずつ下がってきておりますので、健診内容の充実など改善を図っているところです。

8ページは特定保健指導、つまり7ページの特定健診で指導対象となった方の指導実施率になります。北杜市は平成25年度50.4%と市では5番目、市町村全体では11番目となっております。こちらも数字といたしましては悪くなってきておりますので、改善に向けて引き続き努力していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険事業の状況について説明させていただきました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員の皆さんの中で、この件について何かご意見、ご質問はございますか。

(委員)

2 ページの一人あたり医療費についてですが、北杜市の人口約 5 万人に対する数字ですか、それとも医療にかかった人だけの一人あたりの数字ですか。

(事務局)

1 ページの医療費全体の数字を、国保の被保険者で割った数字です。つまり、国保の加入者一人あたりの医療費ということになります。

(委員)

国保業務が市町村から県に移管されるという話しの中で、基金の扱いや税率の改正がどのようになるのか見通しを教えてください。

(事務局)

国の社会保障制度改革推進本部の中で、国保業務は平成 30 年度に県に移管するという骨子が示されました。その中で、保険税については分賦金方式とあって、市町村の実情に合わせて市町村ごとに保険税率を決めることができるような方式を採用する方針となっています。当面、基金も市町村ごとに自由に使うことができそうです。北杜市の医療費は年々伸びていく見込みですが、しばらくは基金の取り崩し等で対応し、何年か後に保険税率の改正を検討することになると思います。

(委員)

5 ページの国保税収納率の状況について、北杜市は調定額と収納額が約 9,000 万円ある。未納の原因というのはどういうケースが多いのか教えてください。

(事務局)

決算監査の際に調べましたが、一番多い人では 300 万円以上滞納しています。このような高額滞納者が多く見受けられますので、この方々の分だけでもかなりの金額になります。滞納の中身の詳細については、必要があれば調べさせていただきます。

(委員)

不納欠損がどのくらいあるのか教えてください。

(事務局)

平成 25 年度の数字ですが、不納欠損額は 1,641 万 9,079 円となっております。

(議長)

その他にご意見はありますか。

無いようですので、この件については終了いたします。

(議長)

続いて、議案 2 「平成 26 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案 (第 2 号)」についてを議題とします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、平成 26 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案 (第 2 号) についてご説明いたします。資料は 9～10 ページになります。

始めに 9 ページの歳入からご説明いたします。予算項目ごとに左から①平成 26 年度予算

現額、②3月補正(案)、③3月補正後予算額、④決算見込額の順にまとめてあります。3月補正予算にて増減を予定している箇所と補正後予算額、決算見込額を中心に説明させていただきます。

まず保険税ですが、合計欄をご覧ください。予算現額15億889万6千円に対し、3月補正で5,950万2千円を減額し、3月補正後予算額は14億4,939万4千円となります。減額となった要因といたしましては、税制改正による保険税軽減措置の拡大と被保険者数の減少によるものであります。決算もほぼ同額を見込んでおります。

続いて、国庫支出金の合計欄をご覧ください。3月補正で1億7,599万6千円を減額し、補正後予算額と決算見込額は12億735万4千円となります。主な理由ですが、保健給付費の支出額によって一定割合で交付される療養給付費負担金や調整交付金の減額によるものです。

続いて、療養給付費等交付金です。これは退職者医療制度に対する交付金です。退職被保険者の減少に伴いまして、3月補正で8,422万7千円を減額し、補正後予算は3億4,999万4千円となります。

続いて前期高齢者交付金です。これは65歳～74歳の医療給付費等に応じて交付されるものですが、3月補正予算で1億1,716万3千円増額し、補正後予算額、決算見込みは17億6,409万4千円となります。内容は、前々年度の確定精算による増額です。

続いて県支出金です。主な補助金は、県調整交付金や高額医療費共同事業負担金になります。3月補正にて6,207万3千円減額し、補正後は2億7,541万7千円となります。県調整交付金の減額が主な内容です。

続いて共同事業交付金になります。3月補正にて1,957万8千円を減額し、補正後予算、決算見込みは5億8,114万6千円となります。

続いて繰入金です。こちらは国民健康保険に係る職員の人件費、または県の単独事業である窓口無料化事業の実施に伴う医療費の負担増に対する県補助金などの繰り入れとなります。一般会計繰入金の計をご覧ください。3月補正で6,649万9千円増額し、4億7,776万9千円となります。保険税の軽減措置の拡大に伴う減収分を補うため、一般会計に国から保険基盤安定負担金や地方交付税が増額交付されておりますので、この増額分を一般会計から繰り入れるものです。

次に繰越金です。前年度の剰余金ですが、ここで留保していた分を全額予算計上いたしまして、3億5,714万3千円となります。

歳入の合計ですが、3月補正予算で2,849万円を減額し、補正後予算額は64億6,302万円となります。また、決算見込額は1月末現在の数字ですが64億7,075万6千円となっております。

つづいて、10ページの歳出の状況になります。

まず、総務費です。主な内容は職員の人件費、一般事務経費、国保税の徴収に関する事務経費、及び国保運営協議会の経費などです。3月議会で補正は予定しておりませんが、決算額は5,662万9千円を見込んでおります。

続いて保険給付費になります。保険給付費は歳出の約3分の2を占めるものであります。3月補正で6,765万円を減額し、補正後予算額を42億490万3千円としております。給付は前年度に比べて大幅に伸びておりますが、事前に伸びを想定して多めに予算を確保でき

ておりましたので、ここで不用額を減額いたします。決算見込額は 41 億 4,397 万 2 千円と見込んでおります。

後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金は補正の必要がなく、概ね予算額どおりの支出となる見込みです。

共同事業拠出金は、4,000 万円を減額し、補正後予算額は 6 億 1,450 万 5 千円となります。

保健事業費は補正がありません。決算の見込みは 7,173 万 1 千円です。

基金積立金は、財政調整基金への決算剰余金積み立て 7,300 万円の増額補正をさせていただきます。平成 25 年度から 26 年度への繰越金は、その前年度と比べて大幅に増えておりますので、法令の規程に基づき、その 2 分の 1 を積み立てるものです。これにより、財政調整基金の残高は 4 億 3,800 万円余りに増加する見込みです。

公債費は、自立支援事業貸付金の償還金になります。調整交付金の返還のために平成 19 年度に県から借り入れた 1 億 7,003 万 5 千円の返済ですが、今年度をもって終了となります。

続いて、諸支出金です。繰出金を 616 万円増額いたします。施設整備と救急患者の受入体制を支援するため、塩川、甲陽の両市立病院に対する国の交付金が国保会計に入ってきますので、その分を病院事業会計へ繰り出すものです。

歳出合計ですが、3 月補正にて歳入と同額の 2,849 万円を減額し、補正後予算額は 64 億 6,302 万円となります。また、決算見込額は 63 億 4,159 万 3 千円となり、1 月末現在での見込みではありますが、歳入歳出差引額は 1 億 2,916 万 3 千円となっております。

なお、最後に今後の見通しとして①から③まで 3 点挙げさせていただいております。今後、保険給付費の支出額が減れば保険給付費に不用額が生じ、予備費も不用となることが考えられます。また、昨年度に引き続いて、北杜市国保の経営姿勢が評価され国の特別調整交付金の交付対象団体に 2 年連続で選定される見込みとなりましたので、さらに歳入が増えて、歳入歳出の差引額、つまり次年度への繰越金がさらに増えることも予想されます。

以上で、補正予算案についての説明を終わらせていただきます。

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員のみなさんの中で、この件について何かご意見がありますか。

無いようですので、この件について原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続いて、議案 3「平成 27 年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案」を議題とします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、平成 27 年度北杜市国民健康保険特別会計の当初予算案についてご説明いたします。説明の都合上、先に歳出からご説明したいと思いますので、資料の 12 ページをお願いします。

歳出の予算項目ごとに平成 25 年度決算額、平成 26 年度当初予算額、平成 27 年度当初予算案、増減を記載してあります。

それでは、表の右から 2 列目に記載してあります、27 年度当初予算案の欄で要点のみご説明いたします。

まず、①総務費ですが、職員の人件費、一般事務経費、国保税の課税に関する事務経費などが主な支出になります。予算額計 5,343 万円。前年度比 590 万 2 千円の減となっております。これまで臨時職員としてレセプト点検員 2 名を雇用しておりましたが、点検業務を国保連合会への委託に切り替えることにいたしましたので、2 名分の賃金等が減額となっております。

続いて、②保険給付費をご覧ください。医療費の国保負担分、高額療養費、出産育児一時金などが主な支出項目になります。合計で予算額 43 億 1,572 万 5 千円。前年度比 1 億 9,217 万 2 千円の増となります。高齢化の進展、高度医療の提供等により今後も年々増加していくものと思われま。

続いて、③後期高齢者支援金等は 9 億 3,983 万 9 千円。後期高齢者の増加により前年度より増加を見込んでおります。

④前期高齢者納付金は 95 万 9 千円。⑤老人保健拠出金は 4 万 8 千円。

⑥介護納付金は 3 億 6,730 万円。介護 2 号被保険者である 40 歳から 64 歳の介護保険制度に対する負担分になります。

⑦共同事業拠出金です。山梨県全体で行っている高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する支出となりますが、来年度は制度が改正されることになりまして、予算額が合計で 13 億 5,035 万 6 千円と前年度に比べて大幅に増えております。資料の 13、14 ページを使ってご説明したいと思います。

まず、制度の仕組みについてですが、13 ページの上の四角に囲まれた部分をご覧ください。読み上げますと、「都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する事業」ということで、「これにより、都道府県内の市町村国保の財政の安定化（毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和）及び保険料の平準化（医療費の差による保険料の相違の緩和）が図られる」というものになります。簡単に説明しますと、無尽のような県内市町村の助けあいの制度でして、ある年に突然医療費が著しく増加してしまった市町村があったような場合に、その市町村の負担をみんなで助けあって軽減してあげるといふものです。各市町村国保は過去 3 年間の医療費実績と被保険者数に応じて毎年一定額を国保連合会に拠出しまして、その年の市町村ごとの医療費実績に応じて返還してもらえることとなります。何事もなければ拠出した額と同じような金額が帰って来ますし、医療費が増えてしまった年にはその市町村は交付金を多く受け取ることができます。

14 ページをお開きください。この共同事業には 2 種類ありまして、レセプト 1 件あたり 30 万円から 80 万円までの医療費に対して拠出しているのが保険財政共同安定化事業、80 万円を超える部分に対して拠出しているのが高額医療費共同事業になります。この、高額医療費共同事業に関しては特に変更はありませんが、今回、保険財政共同安定化事業の拠出対象についてレセプト 1 件あたり 30 万円から 80 万円だったものが、1 円から 80 万円までに拡大されました。このため、拠出する金額、交付される金額ともに大幅に

増加することになりました。

資料の 12 ページに戻っていただきまして、⑦の共同事業拠出金ですが、保険財政共同安定化事業拠出金の部分につきましては 5 億 5,572 万 7 千円から 12 億 4,576 万 2 千円と倍以上の規模に拡大しております。

⑧保険事業費は、特定健診及び疾病予防費に対する支出になりますが、予算額は 7,688 万 4 千円となります。

⑨基金積立金は 18 万円、基金の預け入れ利子分となります。

⑩公債費ですが、県からの借入金の償還が終了しましたので、2,834 万円の減。

⑪諸支出金の合計ですが、630 万 2 千円。

⑫予備費は例年どおりの 2,000 万円です。

歳出合計は大幅に増えまして 71 億 3,152 万 3 千円、前年度比 8 億 4,733 万 4 千円の増という内容になります。

次に、戻っていただきまして、資料の 11 ページをご覧ください。歳入の状況になります。まず、①保険税の合計欄をご覧ください。一般・退職分それぞれ課税いたしまして、合計が 14 億 8,315 万 1 千円、前年度比 2,574 万 5 千円の減となります。被保険者数の減少と軽減措置の拡大に伴い減収を見込んでおります。なお、保険税につきましては、歳出の保険給付費の状況によっては税率の改正も考えなければならないところですが、27 年度につきましては税率を据え置くことを前提として予算編成しております。この税率について、正式には 6 月議会開催前に予定しております次回の運営協議会においてご協議いただきたいと思っております。

続いて、③の国庫支出金です。14 億 5,140 万 1 千円で、前年度比 1 億 3,514 万 1 千円の増額となります。療養給付費負担金と調整交付金の増を見込んでおります。

続いて、④療養給付費交付金は退職者医療制度に係る交付金ですが、2 億 655 万 1 千円。

続いて、⑤前期高齢者交付金です。これは 65 歳から 74 歳までの加入者の偏在による医療負担の不均衡等を是正するものですが、北杜市は加入割合が高いためさらに増えまして 16 億 9,570 万 2 千円の交付を受けられます。

続いて、⑥県支出金ですが、予算額は 4 億 6,925 万 5 千円。保険財政共同安定化事業が制度改正されるわけですが、拠出が増えた場合に特別調整交付金で手当てしてくれる制度ができましたので、調整交付金が 1 億 5,435 万 9 千円増加しております。

続いて、⑦共同事業交付金は 12 億 2,349 万 6 千円。制度改正に伴って、前年度比 6 億 2,277 万 3 千円増加しております。

⑧財産収入は基金の利子となりますが、18 万円を計上しています。

⑨繰入金ですが、合計 5 億 6,072 万 2 千円で、前年度比 1 億 4,945 万 2 千円の増。前回は財政調整基金からの繰り入れ、つまり積立金の取り崩しを当初予算では計上いたしませんでしたが、平成 27 年度につきましては給付費の増加等に対応するため 1 億 2,000 万円を計上させていただきました。

⑩繰越金は 4,055 万 1 千円。残りの金額については予備財源として予算計上を留保いたします。

⑪諸収入は 1 万 3 千円となります。

以上、歳入合計は歳出と同様に大幅に増えまして、71億3,152万3千円となります。
平成27年度当初予算案の説明は以上となります。ご意見等がありましたらよろしくお
願いします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員のみなさまの中にご意見、ご質問ございますか。

(委員)

前期高齢者納付金は22万2千円減っていて、前期高齢者交付金は4,877万1千円増えて
いますが、これはどう解釈したらいいのでしょうか。

(事務局)

前期高齢者の加入率が全国平均より低い保険者が納付金を負担し、加入割合が高い保
険者は交付金を受け取ることで、保険者間の医療費負担の不均衡を是正する制度です。
北杜市の場合、前期高齢者の加入割合が年々増加しておりますので、払いは減って、も
らう方が増えていく傾向が続いています。

(委員)

北杜市のジェネリックへの移行率のような数字はわかりますか。

(事務局)

北杜市では平成24年度からジェネリック医薬品利用促進通知を作成し、該当者に送付
しています。また、国全体で様々な形で推進していますので、切り替えは確実に進んで
います。ただし、北杜市の数字を把握することは非常に難しいのが現状です。このため、
来年度以降は山梨県国保連合会に委託して効果額の測定をする方針です。

(委員)

薬剤師会としてもジェネリック医薬品を推奨しています。先ほどの補足ですが、社会
保険の移行率のデータでは、北杜市は全国平均を10%以上上回っています。国保も同じ
傾向で、おそらく全国トップレベルの数字になっているのではないかと思います。

(委員)

製薬会社と医師の関係によっては切り替えてもらえないようなこともあるのでしょ
うか。

(委員)

医師は変更不可の場合には処方箋にその旨の記載をしますが、それ以外の場合、ジェ
ネリックに切り替えるかどうかは患者さんの希望によります。薬局などでは、切り替え
を希望するかどうか患者に確認することになっています。

(委員)

ジェネリックの意味が分からない人も多いのではないのでしょうか。窓口などでは分か
りやすい説明をお願いしたいと思います。

(議長)

その他、この件についてご意見はありますか。

無いようですので、この件については承認することよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

次に、議題4「その他」になります。事務局で何かございますか。

(事務局)

その他の議題としまして、私と廣瀬保健師の方から1点ずつお願いしたいのですが、まず、私の方から平成27年度に予定されている国保税の改正内容についてご説明させていただきます。資料15ページになります。今年度行われた税制改正の内容と非常に似た内容になっておりますので、再任された委員の皆様は、昨年2月の運営協議会にてご説明させていただいた内容と同じような印象を受けるかと思いますが、さらに金額が変更になっております。この改正には市の国保税条例の改正も必要となりますが、4月1日付の専決処分になることが予想されますので、委員の皆様事前に内容をお伝えさせていただくものです。

資料は税制改正の内容をまとめたものですが、要望概要と書いてある部分をご覧ください。まず1点目として、「国民健康保険税の課税限度額を見直す。」ということであり、資料の左半分が改正前の現行の内容で、右半分が改正後の内容になっておりますが、具体的には点線に囲まれた部分(■課税限度額と書いてある部分)をご覧ください。変更箇所は太字になっている所です。基礎課税額に係る課税限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げることになります。(お配りした国保の保険税をご覧くださいながら)保険税は基礎課税額としての医療保険分と、後期高齢者支援金分、介護保険分の3項目についてそれぞれ計算し、その合計を課税させていただいております。この3項目にはそれぞれ上限額が定められていて、どんなに所得が高くても上限額以上には課税できない仕組みです。新年度の課税からは、この3項目のうち、医療保険分と後期高齢者支援金分についての上限額をそれぞれ1万円引き上げ、介護保険分の上限額を2万円引き上げることになります。これにより、3項目を合計しての課税上限額は81万円から85万円に引き上げられます。

2点目の変更点は、「低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。」というものです。資料の一番下の点線に囲まれた部分をご覧くださいなのですが、左側が改正前で右側が改正後の内容となります。

国保税はその世帯の所得が低い場合に均等割と平等割の部分を7割、5割、2割と軽減しているのですが、まず、5割軽減の基準について、被保険者の数に乗すべき金額を24万5千円から26万円に引き上げることになっております。夫婦2人世帯の場合を例にしますと、33万円に夫婦2人分で24万5千円を2回足して、所得82万円以下で5割軽減を受けられるようになっていたものが、33万円に26万円を2回足して、所得85万円以下で5割軽減を受けられることとなります。つまり、これまでより所得が3万円高い人まで5割軽減を受けられることとなります。

また、2割軽減の基準につきましても、被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げることになっております。これまでより所得が4万円高い人まで2割軽減を受けられることとなりますので、これにより、やはり軽減対象の世帯は増加することとなります。

このように、今回の制度改正も全体として、所得の多い人にはより多くの負担を求め、低所得者の負担は軽減するという趣旨のもとで行われております。

説明は以上となります。ご意見がありましたらお願いします。

(事務局)

第2回の運営協議会で、高額療養費等の増加による補正予算について説明したところ、増えた部分の内容を調査してほしいとのご意見がありました。今回その内容について分析しましたのでご報告します。25年度上半期と26年度上半期の比較では、全体として筋・骨格系の疾患、新生物の件数が増加傾向にありました。新生物については、男性が60%を占め、年代は、25年は50歳～70歳代だったのが、26年には30歳代が4件と若い年代も入っていました。筋・骨格系の疾患は、25年には女性が7割を占めていましたが、26年には男女がほぼ同率でした。特徴的なのは、脊髄損傷などで在宅療養中の方の訪問看護の利用が、25年は16件、26年は18件となっており、同じ人が数か月にわたって高額療養となっているケースが目立ちました。脳血管疾患、心・血管系の疾患については、圧倒的に男性に多く、40歳代50歳代の若い年代にも見られました。

がんについては、早期に発見できれば開腹手術をせず内視鏡的な処置で費用も抑えられる可能性があり、その後の治療も長引かないことから、がん検診の受診をさらに進めていく必要があると感じます。また、高齢であっても元気で生活できるよう介護予防にさらに力を入れていくことも重要です。40歳代50歳代の働き盛りの年代への働きかけを行うことも重要であり、保健師の所属する部署で、課を超えて市の健康課題に取り組んでいけるよう検討をしています。

(議長)

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありますか。

(議長)

無いようですので、この件については終わります。

委員のみなさんで、その他にご意見はありますでしょうか。

(議長)

無いようですので、以上で議事を閉じます。

(事務局)

ありがとうございました。閉会のことばを浅川職務代理にお願いいたします。

8. 閉会のことば

(職務代理)

本日はお忙しい中、大変ご苦勞様でした。今後とも皆様方にはご足労をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。これで本日の会議を閉じたいと思います。

時刻 午前 11 時 50 分